

# まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 8月20日(金) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会長	1番	中浦 優						
副会長	11番	岩倉 節夫						
委員	2番	栗田 美博	3番	松浦 功	4番	近藤 茂義		
	5番	赤股 誠司	6番	雨霧 弘	7番	山口 靖永		
	9番	林 一典	10番	鈴木 勉	12番	臼杵 慶幸		
	13番	白川 清茂	14番	三原 俊雄	15番	西村 登志子		
	16番	黒木 輝美	17番	鈴木 多計士	18番	藤井 清		
	19番	高橋 豊文						

欠席委員 1名

欠席者 8番 西岡 登士男

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊		
課長補佐	藤原 道広		
職員	森田 昌光	岡本 尚士	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可後の取消しの件
議案第3号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第4号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第5号	非農地証明願承認の件
議案第6号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第7号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和3年 8月20日)

会 長 (挨拶)

会 長 それではただ今より、8月の定例会を開会します。本日出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、3番 松浦委員さん、4番 近藤委員さん、よろしくお願ひします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第7号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が4件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 長尾字 [ ] 田 469 m<sup>2</sup>1筆 地籍合計 469 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3350 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)  
発行日令和3年6月17日
- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 営農計画書(様式第3号) 水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間60日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 2筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 相手方の要望 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 川東字 [ ] 畑 287 m<sup>2</sup>他 2筆 地籍合計 335 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6571 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)  
発行日令和3年7月16日
- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 営農計画書(様式第3号) 露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間220日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転(贈与) 3筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 後継者への生前部分贈与 ■譲渡人事由 農地の承継
- 申請地 塩入字 [ ] 田 998 m<sup>2</sup>他 3筆 地籍合計 2347 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 25988 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日令和3年7月16日

- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 営農計画書（様式第3号）家庭菜園を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間300日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 2筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 七箇字 [REDACTED] 田 279 m<sup>2</sup>他 2筆 地籍合計 1195 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1195 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.4 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日令和3年7月26日

- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 営農計画書（様式第3号）家庭菜園を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間200日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（贈与） 2筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 七箇字 [REDACTED] 田 1177 m<sup>2</sup>他 2筆 地籍合計 2188 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 18104 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日令和3年7月26日

- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間220日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（贈与） 2筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 後継者への生前部分贈与 ■譲受人事由 農地の承継
- 申請地 買田字高座470番 田 1168 m<sup>2</sup>他 2筆 地籍合計 1468 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 35744 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日令和3年7月13日

- 現地調査実施日令和3年8月6日
- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間100日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3-1)  
8月18日に推進委員の谷本さんと一緒に、申請人■■■■さんの母親にお会いしました。現地も確認致しました。現在まで農地の耕作者は■■■■さんがしていました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 2 の担当委員 山口委員さん、よろしくお願いします。

山口委員 (補足説明 3-2)  
失礼します。16日の月曜日に■■■■さんと■■■■さんに会ってお話を聞きました。■■■■さんは、■■■■さんの畑に隣接しているので便利になるということです。■■■■さんも■■■■に住んでいるので管理ができなくて困っていたので、話がまとまりました。後は、事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 3 から 5 の担当委員 林委員さん、よろしくお願いします。

林委員 (補足説明 3-3~5)  
番号 3 の■■■■さんにつきましては、親子関係でお父さんが田んぼの管理ができないということで、息子さんにお任せしたいということです。先ほどの事務局の説明通りです。  
番号 4、5 につきましては、同じ■■■■さんで田んぼの管理に困っていたところ、■■■■さんがそうしたら田んぼを引き受けるということで贈与ということです。もう一つの■■■■さんに関してはお互いに話をして■■■■さんが、私が引き受けますということで話がまとまりました。後は事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 6 の担当委員 白川委員さん、よろしくお願いします。

白川委員 (補足説明 3-6)  
8月17日に■■■■さんのところは行きまして話をお聞きしました。父から子へ贈与するということで、子どもさんは町外に住んでおりますが通勤農業で農業を継ぐということでお伺いしております。後は事務局の説明通りですのでよろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号につきまして、原案のとおり、許可すること

に決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条許可の取消願の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5 条取消 説明)

\*申請地：買田字 [REDACTED] 田 464 m<sup>2</sup>

\*取消事由：本件は、平成 31 年 1 月 17 日に農地法第 5 条の規定に伴う県知事許可を受けて売買により所有権移転を行って住宅を建築する計画が中止となり、売買契約の解除となったことから、許可の取り消し願いが提出されたもの。  
なお、許可取り消し後の土地は、新たな申請者が農地転用許可の申請を行うことになっており、本件の取り消し願いを確認したうえで、香川県に進達することになる。

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (4 条 説明)

番号 1 (自己住宅)

\*申請地：吉野下字 [REDACTED] 田 330 m<sup>2</sup>

\*農用地区域外農地～農振除外不要

\*農地区分：第 3 種農地～まんのう町役場本庁舎より [REDACTED] 側約 230m に位置し、町道 [REDACTED] 線沿いにある農地。(役場から 300m 以内)

\*申請目的：自己住宅

～申請人が現在居住している住宅が子供の成長に伴って手狭となってきたことから、新たに新築住宅を計画し、妻の実家近くにある所有地の一部を分筆して宅地として利用する計画を立て、本申請に至ったもの。

\*登記簿添付：申請地～1 筆

(申請地) ～令和 3 年 7 月 19 日法務局発行 (3 箇月以内)

[REDACTED] ～令和 3 年 7 月 14 日 [REDACTED] から分筆

～平成 30 年 7 月 30 日 売買による所有権移転

\*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

\*申請地：盛土～花崗土 (t=0.1m)

擁壁～周囲境界コンクリート (H=0.45m)

\*排水計画：雨水：敷地内に排水桝を設置して北側水路へ放流

汚水：公共下水道に排水

- \* 資金調達計画：住宅ローンの事前審査結果添付
- \* 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- \* 土地利用計画図添付
- \* 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- \* 排水承諾書：地元水利組合総代押印添付
- \* 計画地周辺における所有地一覧表添付
- \* 道路（水路）占使用許可申請書添付
- \* 道路工事承認申請書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員は私ですので、説明いたします。

中浦会長 (補足説明 4-1)

15日、申請人の父と会って話をお聞きしました。現場は■■■■の道の東になります。詳細は事務局の説明通りでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

会 長 補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

番号1 (店舗の敷地拡張) / 【売買による所有権移転】

\* 申請地：長尾字■■■■ 田 495 m<sup>2</sup> 併せ地 755.62 m<sup>2</sup> (宅地)

\* 農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和3年6月30日)

\* 農地区分：第2種農地～町立■■■■小学校より北北西側約1.4kmに位置し、町道■■■■線と町道■■■■線に接した農地。

\* 申請目的：分家住宅(二世帯住宅用地) ※一部無断転用

～申請地は、昭和61年度から平成7年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業で換地処分された第1種農地に区分される。申請者は現在、■■■■内で就労弱者を積極的に雇用して、うどん店の経営や施設内の清掃業務を行っており、この度、新たにサンラウンド事業として新規事業を立ち上げ、若者の雇用を生む「農業」の在り方を模索するために、申請地区域内で収穫される野菜や食材を使ったピザやドリンクを販売するほか、農業体験や食育イベント、さらに自然教室などを複合的に行える店舗を計画しているが、現有店舗敷地のみでは計画に見合う広さを確保することが難しいことから、隣接する申請地を店舗敷地として拡張するため、本申請に至っているも



- \* 資金調達計画：造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円となり預金通帳の写しと住宅ローン事前審査結果を添付。
- \* 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- \* 土地利用計画図添付
- \* 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- \* 排水承諾書：地元水利組合押印添付
- \* 擁壁構造図添付
- \* 無断転用に関する上申書添付

**番号3（非農家の自己住宅）／【所有権移転（売買）】**

- \* 申請地：買田字 ■■■ 田 464 m<sup>2</sup>
- \* 農用地区域外農地～農振除外不要
- \* 農地区分：第2種農地～■■■集会場より南側約240mに位置し、町道■■■線沿いにある農地。
- \* 申請目的：非農家の自己住宅  
 ～譲受人は、現在■■■の実家で両親と同居しているが、■■■川沿いにあり、築50年以上経過して老朽化が進んでいることや、手狭になってきたことから住環境の良い地域で新たな住宅を計画していたところ、農地管理に苦慮していた譲渡人との意向が合致して申請に至ったもの。  
 また、本申請は議案2号1番で審議した許可の取消願の案件に係る申請となる。計画の段階で、事業の承継申請は手続きが困難であったことから、取消後の再申請となった。
- \* 登記簿添付：申請地～1筆  
 （申請地）～令和3年7月8日法務局発行（3箇月以内）  
 ■■■～平成11年5月14日 ■■■に分筆  
 ～平成11年5月6日 相続による所有権移転
- \* 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- \* 申請地：盛土～天土除去後、花崗土盛土 t=0.15m  
 擁壁～境界にコンクリート擁壁を設置 H=0.50m～1.07m
- \* 排水計画：雨水：雨水枡を設置、町道側溝へ排水  
 污水：公共下水道管へ接続
- \* 資金調達計画：土地代 ■■■ 万円、造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円となり、通帳の写しと住宅ローン事前審査結果を添付。
- \* 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- \* 土地利用計画図添付
- \* 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- \* 排水承諾書：地元水利組合押印添付
- \* 候補地比較検討表添付
- \* 道路工事承認書添付（まんのう町）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1と2の担当委員 **鈴木多計士** 委員さん、よろしくお願いします。

**鈴木委員** (補足説明 5-1～2)  
 それでは説明致します。番号1につきましては、8月16日に現地等を確認致しました。土曜、日曜に各申請人の■■■さん、■■■の社長とお話をいたしました。■■■さんは現在、この土地を耕作していませんので今回売れてよかったということでもあります。■■■の社長さんは、今回この土地を購入することによって、既存の土地を合わせると正方形になるということです。こ

れから計画している事業が、地形がよくなることによってやりやすくなる。今回の事業目的は、先ほど事務局からお話がありました通り、飲食を伴うという施設を目的としています。これによって少しでも地域に貢献できればということで積極的でありました。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。番号2につきましては、8月18日に推進委員の谷本さんと一緒に現地の確認と申請人とお会い致しました。今回申請に至った理由は、先ほど事務局から話がありましたが、[ ]さんが障害者であることから、建物をバリアフリーにして、[ ]さんが自分のことは自分でできるようにということです。息子さんは現在、電気関係の設計をしております。ということから申請に至りました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号3の担当委員 白川委員さん、よろしくお願い致します。

白川委員 (補足説明 5-3)

8月17日に現地を確認して参りました。本人には会えなかったのですが、現地については前回、委員会で承認されましたので問題はないと思われまます。ご審議、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第5号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号1 (山林) / 第2種農地 (自然潰廃)

\*申請地: 造田字 [ ] (畑) 2113 m<sup>2</sup>

\*農地区分: 第2種農地: 造田地区にある [ ] 集会場から北東側約120mに位置し、[ ] 池からの [ ] 川沿いにある第2種農地

\*申請目的: 山林

～当該農地では、平成7年頃まで、栗や椎茸を栽培していたが、その後、通作が不便で傾斜地でもあり、耕作不適當などのやむを得ない事情により、約26年の間未耕作となり、現況は、すべて荒廢地となっている。このたび、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

\*登記簿添付済～令和3年7月20日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

\* 証明書：近隣農家の証明（令和3年7月17日）

**番号2（農業用倉庫）／第2種農地（農業用施設用地）**

\* 申請地：四條字 [ ] 田 180 m<sup>2</sup>

\* 農地区分：第1種農地：役場本庁舎より [ ] 側約800mに位置し、町道 [ ] 線沿いにある農地で、昭和43年6月20日に土地改良事業により換地処分されている農地。

\* 申請目的：農業用倉庫

～申請者は、相続により令和3年3月25日に申請地を取得しているが、亡父親が平成24年7月に申請地に営農事業拡大のために農業用倉庫が建築している。相続完了後に登記簿を確認したところ、倉庫部分の分筆ができていなかったことから、令和3年7月29日に分筆登記の手続きを完了して現況地目である宅地に変更するためにこの度の非農地証明願いが提出されたもの。

\* 登記簿添付済～令和3年7月30日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※3 非農地の要件 (2) 非農地の認定基準

5) イ「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合」に分類された土地

**番号3（山林）／第2種農地（自然潰廃）**

\* 申請地：吉野下字 [ ] (畑) 188 m<sup>2</sup>

\* 農地区分：第2種農地：町立 [ ] 児童館から南側約100mに位置し、町道 [ ] 線沿いにある農地。

\* 申請目的：山林

～当該農地では、昭和60年頃までは自家菜園地として野菜や果樹などを栽培していたが、高齢化による労力不足や形状不良などのやむを得ない事情により約36年の間未耕作となり、現況は、荒廃地となっている。このたび、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

\* 登記簿添付済～令和3年7月20日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

\* 証明書：近隣農家の証明（令和3年7月29日）

番号4 (山林) / 第2種農地 (自然潰廃)

\*申請地: 佐文字 [ ] (畑) 1401 m<sup>2</sup>

\*農地区分: 第2種農地: 佐文の [ ] 福社会館から東側約500mに位置し、国道 [ ] 線沿いにある農地。

\*申請目的: 山林

～当該農地は、登記簿の地目は雑種地となっているが、水稻が作付けされていたことから農地法上の農地に分類され、農家台帳に記載されている。水稻が作付けされていたのは平成5年頃まででその後は労力不足などにより肥培管理は行われず約28年未耕作となり、現況は、荒廃地となっており、このたび、地目を雑種地から山林に変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

\*登記簿添付済～令和3年7月20日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

\*証明書: 近隣農家の証明 (令和3年7月15日)

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 非-1)

この件につきまして、8月16日に現地調査を行いました。事務局の説明通り、現状は山林となっております。農地への復旧は著しく困難であると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員、栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 非-2)

8月16日に現地を確認しました。申請内容と同じです。ご審議、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号3の担当委員は私ですので、説明いたします。

会 長 (補足説明 非-3)

去る16日、高鳥推進委員と現地の確認を致しました。本人には会えませんでした。近所の証明書を出している [ ] さんに話を聞いて参りました。現状は、事務局が詳しく説明をしていたその通りです。よろしくご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号4の担当委員、白川委員さん、よろしくお願いします。

白川委員 (補足説明 非-4)

8月18日にご本人さんと電話でお話をさせていただきました。現地は国道 [REDACTED] 線沿いにありまして、[REDACTED] が以前は管理していましたが、現在は放棄状態で山林化しています。後は事務局の説明通りですので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第6号、農用地利用集積計画諮問<sup>しもん</sup>の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の10番について藤井委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の10番を審議しますので、藤井委員さんに退席していただきます。藤井委員さん、ご退席をお願いします。  
(藤井委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の10番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 10 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の10番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の10番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、藤井委員さんに入室をしていただきます。  
(藤井委員 入室)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。  
その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようでございますので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の2番、農業経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(庄) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の3番、農用地利用計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (農用地利用計画の変更について 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようでございます。その他の3番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の4番、農地利用の最適化指針の見直しにつきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (農地利用の最適化指針について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようでございます。その他の4番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の4番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

9月の予定		
農地法申請	9月 3日(金)	締め切り
定例会	9月 21日(火)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。